

新任刑事育成指導基準の制定について（通達）

昭和 57 年 3 月 26 日

熊捜一第 2147 号

〔沿革〕 平成 4 年 3 月熊警甲第 623 号、5 年 3 月第 738 号、7 年 8 月第 2230 号、9 年 3 月第 865 号、19 年 3 月熊警第 277 号改正

新任刑事の捜査能力の向上を図るため、「刑事警察強化総合対策要綱実施計画」に基づき、別添のとおり「新任刑事育成指導基準」を制定し、昭和 57 年 4 月 1 日から実施することとしたが、制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりであるので部下職員に周知徹底し、実効の挙がるよう効果的運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

70 年代以降の社会構造の変ぼうに伴う犯罪の質的变化及び捜査活動の困難化という外的要因に加え、部内的にも戦後の刑事警察を支えてきたベテラン捜査員の大量退職の時期を迎え、それに伴う大幅な世代の交代により捜査力のぜい弱化が懸念されているところである。

いうまでもなく、捜査技術の習得や精神の錬成強化は、単なる講義のみでは十分な成果は得がたく、実務を通じて時間をかけ、体で覚えなければならない性質のものが多い。

こうしたことから、新任刑事の捜査能力を向上させるためには、所属における幹部や前任刑事による実務指導によるところが極めて大きいといえよう。

しかし、第一線における業務の多忙さなどから、この実務指導の具体的計画が示されず、場当たりのなものになり易い傾向がみられる。

そこで、「刑事警察強化総合対策要綱実施計画」に基づき「刑事選考及び任用要綱」（昭和 56 年 8 月 12 日付け、熊捜一第 6236 号）を制定したのを機に、実践に役立つ刑事を効果的に育成するため「新任刑事育成指導基準」を定めたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 育成指導の重点

育成指導の重点は、新任刑事の豊かな人間性と実力の養成にあるので、捜査員としての職責の自覚及び使命感、気力の充実並びに捜査基礎技術、捜査書類作成能力等の向上に十分配慮すること。

(2) 育成指導期間

育成指導期間は、原則として巡査 6 か月、巡査部長 3 か月であるが、必

ずしもその期間内に捜査実務指導チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)記載の実務指導ができない場合があることを考慮し、必要により育成指導期間を延長することができることとした。

(3) 育成指導事項

育成指導事項は、チェックリストによるものとするが、主要警察署の捜査組織は、罪種別を採用しているため、新任刑事は所属系の指導員とペアとなって指導が行われるので、当該係以外の実務指導ができないなどの不均衡が生ずることのないように、育成責任者は機会をとらえ、指定された指導員以外の他系の指導員又は適格者に実務指導を行わせて、チェックリストの全指導事項にわたり、効果的な指導が行われるよう特に配慮すること。

(4) 育成指導関係者の指名

ア 新任刑事を任用した警察署長は、速やかに育成指導関係者を指名すること。

イ 育成指導関係者の指名に当たっては、新任刑事に及ぼす影響を考慮して捜査能力に優れ、気力十分で指導力のある者を選定するよう配慮すること。

ウ 巡査部長の階級にある新任刑事の指導員は、捜査実務経験の豊富な巡査部長の先任者又は係長を充てるよう配慮すること。ただし、署の組織上やむを得ない場合は、指導責任者が指導員を兼務することを妨げないものとする。

(5) 育成指導関係者等の配慮事項

ア 育成指導関係者はもちろん、他の幹部にあっても、新任刑事育成指導の重要性を深く自覚し、従来の実施方法を見直し効果的な実務指導の実施について積極的に取り組むとともに、チェックリスト記入整理のために、実務指導が形式化することのないよう特に配慮すること。

イ 新任刑事に対しては、育成指導の名の下に受け身の姿勢を持たせることなく、捜査技術習得のための積極的な自己研さん意欲を高めさせるよう配慮すること。

ウ 統轄責任者は、育成指導期間中、本部招集日を定め、新任刑事の実務指導に当たる指導員に対し、指導員研修を実施するほか、新任刑事に対し研修課題、体験事項等の発表、討議を中心とする特別研修を行うとともに育成指導の効果の確認及び補充教養を行うものとする。

(6) チェックリスト及び捜査実務教養日誌の活用

ア 育成責任者は、捜査実務教養日誌については毎日、チェックリストについては週1回以上提出させて、その進捗を確認し、形式に陥ることの

ないよう指導責任者及び指導員に必要な助言を与えとともに効果的な実務指導を行うためのメモとして活用すること。

イ 育成責任者は、育成指導期間終了後も捜査実務教養日誌及びチェックリストを必要と認める期間保管し、事後における育成指導の参考資料として活用すること。

ウ 統轄責任者は、チェックリストを総合的に検討して、実務指導の実施状況を把握し、事後における効果的な実務指導実施のための資料として活用すること。

3 報告

新任刑事を任用した警察署長は、指導責任者及び指導員を指名した日から5日以内に、その指名年月日、階級、職名、氏名、生年月日、拝命年月日、捜査経験年数及びその他参考事項を警察本部長に書類報告すること。

なお、育成指導期間中に変動を生じた場合も同様とする。

別添

新任刑事育成指導基準

1 目的

この基準は、巡査及び巡査部長の階級にあつて新たに捜査専従員に任用された者（以下「新任刑事」という。）の育成指導に関し必要な事項を定め、計画的実践指導等により新任刑事の捜査能力の効率的な向上を図ることを目的とする。

2 育成指導期間

新任刑事の所属部署における育成指導期間は、巡査の階級にある者については6か月、巡査部長の階級にある者については3か月とする。ただし、必要により期間を延長することができる。

3 指導事項

育成指導に係る指導事項は、別記様式第1号の捜査実務指導チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）による指導項目を基準とする。

4 指導方法

(1) 日常の勤務、捜査活動を通じての指導員によるマンツーマン方式又は特定の事件、捜査事項を指示しての個別指導方式等実践的指導方法により捜査技術等を体得させる。

この場合、期間中にすべての項目を充足する必要はないが、できるだけ多く体験させるよう努めるものとする。

(2) 研修課題を与えとともに、必要によって質疑応答を行うなど、指導手法に創意工夫をこらし、形式的な育成指導にならないよう留意すること。

(3) 捜査実務を習得させるほか、あらゆる機会をとらえて職責を自覚させ気力を充実させるよう努めること。

5 育成指導関係者

(1) 警察本部に統轄責任者を、警察署に育成責任者、指導責任者及び指導員を置く。

(2) 統轄責任者は、刑事部刑事企画課長とする。

(3) 育成責任者は、新任刑事の所属する刑事課（係）長の職にある者をもって充てる。

(4) 指導責任者は、新任刑事が配置された係の係長又は主任から、警察署長が指名する者をもって充てる。

(5) 指導員は、新任刑事と勤務を共にする巡查部長（警部補を含む。）の階級にある者のうちから、警察署長が指名する者をもって充てる。

6 育成指導関係者の任務

(1) 統轄責任者は、指導員研修、特別研修等育成指導の企画及び実施に当たるなど実務指導の効果的運営に努めるものとする。

(2) 育成責任者は、実務指導のための検討会等を開催して署情に即した重点指導事項を決定し、効果的な育成指導に努めるとともに、新任刑事から適宜チェックリストの提出を求めて育成指導の進捗状況を確認し、チェックリストの記入が形がい化することのないよう必要な調整を行うものとする。

(3) 指導責任者は、育成責任者の指揮を受けて、担当事項の指示、勤務調整、捜査結果の確認及び作成書類の検討等により計画的な実務指導に当たるものとする。

(4) 指導員は、指導責任者の指揮を受けて、日常の勤務、捜査活動等を通じ捜査技術、捜査手法及び捜査書類作成等の実践的指導に当たるほか、生活相談等にも積極的に応ずるものとする。

7 指導責任者等の報告

警察署長は、指導責任者及び指導員を指名した場合、速やかに必要事項を警察本部長に報告するものとする。

8 チェックリストの記入及び保管等

(1) 新任刑事は、育成指導の期間中、各自チェックリストを保管するとともに、捜査実務に従事したときは、指導責任者又は指導員の指示により、その状況をチェックリストの指導項目の該当部分に記入する。

(2) 新任刑事は、育成指導の期間が終了したときは、チェックリストを育成責任者に提出する。

(3) 前記(2)のチェックリストの提出を受けた育成責任者は、必要と認めら

れる期間これを保管し、事後における指導上の参考資料として活用するとともに、当該チェックリストの写し一部を統轄責任者に送付する。

9 捜査実務教養日誌

新任刑事は、育成指導の期間中、別記様式第2号の捜査実務教養日誌を作成し、育成指導状況を明らかにするものとする。

10 準用

この基準の規定は、刑事部に配置された新任刑事について準用する。

別記様式（略）